

平成 29 年 10 月 18 日

株式併合による 1 株に満たない端数株式処分代金のお支払いについて

平成 29 年 6 月 23 日開催の第 205 期定時株主総会にて決議されました「当行単元株式数の 100 株への変更および 5 株を 1 株に併合する株式併合」につきましては、平成 29 年 10 月 1 日（日）をもってその効力が発生いたしました。

併合により、1 株未満の端数株式が生じた株主さまには、これを一括処分し、その処分代金を平成 29 年 12 月 6 日（水）に、端数株式数に応じてお支払いする予定であります。

「単元株式数の変更、株式併合について」の詳細はこちらをご覧ください。 ⇒



以 上